

広島県告示第七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十年一月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三次市作木町伊賀和志字下原八四から九〇まで、九一の一、字馬埜二五七の一、大山字千日九五の二、九五の三、九六、一〇三の一、字高下一五八の一から一五八の三まで、一五九、一六〇、香淀字下郷一三九、字日南川二五二の一、二五三、二五四、字滝之倉三五五の一、三五五の二、三五六の二、岡三渕字立籠山一四〇の五、一四〇の六、字野中甲一四三の一、甲一四三の七、甲一四三の九、甲一四三の一〇、一四四の一、一四五の二、一二の一、大島字腕ヶ迫但夏山一七八の二、一七八の三、一七八の一四、西野字中山一八六の一、上作木字上郷二八四の一、二八四の二、二八五、二九二から二九六まで、下作木字高位山四八八の一、四九三から四九五まで、字中ノ郷五一〇、五一一の一、五一一の二、五一二、五一四の一、五一五、五一六の七、森山中字西谷六九七から七〇六まで、七〇八

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）